

世田谷区区長公用車の使用に関する基準

令和4年9月26日

4世秘第41号

(趣旨)

第1条 この基準は、世田谷区自動車の管理等に関する規程（昭和40年6月世田谷区訓令甲第38号）第2条第3号に規定する公用車のうち、同規程第5条の規定により区長が専用するもの（以下「区長車」という。）の適正かつ効率的な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において「公務」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第1項に規定する地方公共団体の役割を果たすために必要な用務のうち、区長が地方公共団体の長として行うものをいう。

(区長車の使用)

第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区長車を使用することができる。

- (1) 区長の自宅及び公務を行う場所（以下「公務場所」という。）の間の移動であること。
- (2) 公務が連続する場合におけるそれぞれの公務場所の間の移動であること。
- (3) 災害その他の緊急事態への対応のために必要であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由があること。

2 区長室秘書課長は、前項各号の該当性を判断するにあたっては、区長車の使用により公務が円滑かつ安全に遂行することができるか否か（なお疑義があるものについては、必要に応じて過去の裁判例その他の事例を参考とするものとする。）を考慮するものとする。

(使用履歴の記録)

第4条 区長は、前条の規定により区長車を使用した場合には、使用日、使用区間その他必要な事項を記録するものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、区長車の使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。